

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設に係る新規制基準への適合性確認に関する事業者ヒアリング

2. 日時：令和3年5月24日（月）14時00分～15時10分

3. 場所：

原子力規制庁10階南会議室

※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施

4. 出席者：

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門
伊藤安全審査官、島村主任安全審査官、上野管理官補佐、
井上技術研究調査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所バックエンド技術部 技術主席 他4名
安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室
マネージャー 他1名

5. 議事要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、資料に基づき、原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の計画の認可申請（その6）について、原子力規制庁からの確認事項に対する回答の説明があった。

○原子力規制庁より、以下の点を伝えた。

- (1) 試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）第19条（溢水による損傷の防止）については、本申請においてその範囲が第2廃棄物処理棟における溢水防護対策であることを明示し、今後申請予定のものと区別すること。また、放射性廃棄物の廃棄施設（廃棄物処理場）全体の技術基準規則第19条への適合について、今後の申請において説明を行う旨明示すること。
- (2) セル排風機配電盤の没水に関する評価に関しては、旧基準で認可された設備であっても新規制基準への適合性を説明する必要がある。第19条溢水への適合性について明示すること。

○原子力機構から、了解した旨の返答があった。

6. 配布資料

資料 原科研廃棄物処理場の設工認（その6）に係る補正申請の考え方